

令和6年度 事業計画書

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

事業計画

令和6年度運営方針

新型コロナウイルス感染症の5類移行で、かつての日常が少しずつ戻ってきました。3年半にわたる感染症流行期間中も、福祉公社は日々適切な対応を取り、滞りなく事業を展開してまいりました。引き続き、「第四期中長期事業計画」に基づく事業運営に努め、時代に合わせた創意工夫を図り、全ての事業において福祉公社の使命である「地域におけるセーフティネット」としての役割をしっかりと担い続けます。

平成27年度に開始した「つながりサポート事業」は、社会情勢やニーズの変化を踏まえ、2年前から見直しを進めてきました。令和6年度は入退院と没後の支援に特化した「入退院・没後サポート事業（仮称）」としてモデル事業の試行を始めます。また、生活困窮者への支援の長期化が見られることから、より効果的な就労支援を市とともに進めてまいります。さらに、新たな生活支援事業として「産前・産後ヘルパー事業」「養育支援訪問事業」を市から受託し、子育て世代への支援を開始します。

大規模改修の実施に伴い、高齢者総合センターは7月半ばから約1年間、仮施設での事業実施となります。また、本部事務所の建て替えについては、基本設計が完成し、実施設計、現社屋の解体工事へと進みます。こちらも夏以降には仮事務所へ移転することとなります。どちらも細心の注意を払い、円滑に事業継続することで、利用者・市民への移転による影響を最小限にとどめます。

長引くコロナ禍により、マイナス収支の大幅拡大を余儀なくされました。そこで、昨年度「収益向上委員会」を設置し、組織を挙げて対策に取り組んできたところです。多様で活気のある新たなプログラムの開始等も含め、利用者の満足度向上に留意しつつ、収支改善に全力で取り組む所存です。

本年度は、下記の3項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでまいります。

(重点項目)

- 1 第四期中長期事業計画を着実に推進するとともに、ニーズに基づく新たな事業の開始
- 2 高齢者総合センターの大規模改修と本部事務所建替えに伴う移転の円滑な実施
- 3 利用者満足度の向上と収支改善の実現、セーフティネット機能の拡充

公益財団法人武蔵野市福祉公社
理事長 森 安 東 光

権利擁護課

権利擁護課では、利用者の権利を守るため、様々な事業を実施しています。多くの課題を抱えた利用者のため、更に多くの関係機関や専門職等と密に連携します。また、市民へ老後の備えの大切さを訴える、普及啓発活動にも注力します。

様々な課題に対応できる人材を育てるため、OJT体制の強化や内部研修を充実させ、質の高い支援を目指します。

1 つながりサポート事業

利用者が安心して日々の生活を送れるよう、日常生活における相談や見守り、入退院の手続きや没後支援を実施してきました。しかし、社会情勢の変化とともに、様々な事業課題が表面化してきたことから、令和4年度から見直しの検討を行ってきました。令和6年度はモデル事業として「入退院・没後サポート事業（仮称）」（以下、「新事業」という。）を試行します。つながりサポート事業の廃止時期については新事業の利用者数の推移を見ながら検討します。新事業の周知については、武蔵野市や各在宅介護・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などに説明を行います。

2 権利擁護事業

権利擁護レスキュー事業では、判断能力の低下等により財産や権利を侵害される恐れがある方の権利を緊急一時的に擁護します。

また、市民が自らの意思で老後を設計できるよう、3種類の老いじたく講座「老いじたくの基礎知識」「エンディングノートの書き方」「成年後見制度」を毎月開催し、老いじたく全般に関する知識の啓発を行います。

今後も権利擁護に関わる総合相談を実施するだけでなく、市民に対する法律相談を毎月2回開催します。さらに、介護保険を除く福祉サービスの苦情相談窓口も担い、市民の権利擁護に努めます。

3 地域福祉権利擁護事業

東京都社会福祉協議会から事業を受託し実施します。福祉サービスの利用援助を基本に、日常的金銭管理や財産保管を支援することで判断能力に不安のある認知症、精神疾患、知的障害等の方が自立した日常生活を送れるよう支援します。

複数の生活課題を抱えた困難な相談が増えています。東京都社会福祉協議会主催の地域福祉権利擁護事業専門員研修への参加を通じて、事業説明やインタビューを実施できる職員の育成を図ります。

なお、東京都社会福祉協議会からの委託費では賄えない経費部分については老後福祉基金から拠出します。

4 成年後見人等受任事業

判断能力の不十分な高齢者の成年後見等を法人として受任します。高齢者の増加により、成年後見制度の利用が必要な市民も増加しています。独自に作成した法人後見のチラシを活用し、有料老人ホームや各在宅介護・地域包括支援センターが主催する地区別ケース検討会などで成年後見制度や法人後見等について説明します。

成年後見人等受任事業の拡充を目的に、内部で申し立て方法の見直しを行い、事務効率の改善を図りました。引き続き改善に取り組み、増加する法人後見受任ニーズに応じていきます。

5 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法の「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「住居確保給付金事業」を武蔵野市から受託し実施します。また、武蔵野市独自事業の「特別就職支援金」「住居契約更新料」の申請窓口業務を武蔵野市の方針に沿って実施します。

令和5年度は、コロナ禍による制限が緩和し、新規相談件数は減少しましたが、困窮から抜け出ることができず、支援が長期化している相談者が増加しています。収入が減少したにも関わらず、今までの生活が変えられない、年金が僅少で生活のやりくりが難しい等の状況により、家計の相談が増加しています。

また、コミュニケーションが苦手で、就労や仕事を継続することが難しく、社会の中で生きづらい方が多く相談に来所します。本人に合った就労をすることで生活が安定し、再び居場所を見つけることが自立につながります。令和6年4月から武蔵野市に就労開拓員が配置されることもあり、より効果的な就労支援の方向性を定めていきます。

対象者は単なる経済的困窮者ではなく、あらゆる網の目から漏れてしまった市民です。必要な相談を受けられ、早急に社会資源や社会制度につながるよう、事業周知に注力します。

なお、令和6年度は住居確保給付金事業の利用者が減少したことに伴い委託費が減額となりました。しかし、業務量は減少しておらず、むしろ取り組むべき課題が多くあり、収支予算額はマイナスとなっています。武蔵野市単独事業について現実に即した内容への見直しや、事業の現状を武蔵野市に伝え、実態に見合った委託費の獲得を目指します。

6 生活保護受給者金銭管理支援事業

生活保護受給者の金銭管理支援事業を武蔵野市から受託して実施します。本人、武蔵野市と課題や支援目標を共有し、生活費の管理、各種支払いを代理で行うことで、円滑に日常生活を送れるよう支援します。

権利擁護センター全体の金銭出納のうち、4割以上を本事業が占め、事務負担が増加しています。キャッシュレス決済の利用など、新たな金銭管理支援の方法で負担軽減を検討します。

7 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度を市民等が円滑に利用できるよう、成年後見利用支援センターを武蔵野市から受託し運営します。

認知症高齢者の増加により、後見制度利用を金融機関等に勧められ、手続きがわからず困っている家族や、障害児・者の親亡き後の課題など、成年後見制度の適切な利用で本人を保護、支援する必要性が高まっています。

成年後見制度の公的な相談窓口として市民や関係機関・金融機関等へ制度や事業を周知します。

また、「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」を活用し、専門職団体等関係機関との一層の関係強化と情報共有を図り、適切な制度利用を推進します。

後見人等の担い手不足に対応するため、七市合同で市民後見人を養成します。市民後見人養成講習は隔年開催となっており、令和6年度は養成講習を実施します。

令和5年度に見直しが行われた「武蔵野市第2期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、本人意思の実現、意思決定支援、身上保護の重視を実現できるよう、武蔵野市や地域連携ネットワークと連携し、市民への啓発、関係機関への相談支援に努めます。

在宅サービス課

8 居宅介護支援事業

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。

特定事業所加算算定事業所として収入の安定を図りながら、課題の多い利用者を積極的に担当し、市民のセーフティネットの役割を果たします。市内のケアマネジャーが減少していることから、ケアプランセンターの人員を4名から5名に増やしニーズに対応します。令和6年度もチーム制を継続し、担当ケアマネジャーの負担軽減とサポート力を強化し、質の高いケアマネジメントを提供します。

9 訪問介護サービス事業

介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業、自費の訪問介護サービス事業を実施します。特定事業所加算算定事業所として必須条件となっている定期的な研修及びヘルパー会議は、対面型を再開し、質の高いサービス提供を目指します。身体介護サービスへの対応を強化できるよう、実務的な技術研修を定期的実施します。

市民からの相談依頼にも積極的に対応し、介護保険サービスの補完以外でも自費サービスを提供します。

Instagramの配信等、介護人材のイメージアップを図り人材確保につながる取り組みを継続し、登録ヘルパー及び常勤ヘルパーの獲得を目指します。

10 居宅介護サービス事業

障害者総合支援法に基づき、障害のある方が、地域社会において安心して在宅生活を継続していけるよう支援します。

様々な種別の障害に対し安定したサービスが提供できるよう、登録ヘルパーへの専門的研修を実施しスキルアップを目指します。

喀痰吸引等の認定特定行為従事者資格取得者を増員し、重度訪問介護における医療的ニーズにも対応できるよう努めます。

武蔵野市が実施主体である地域支援事業「移動支援」においては、高齢者のみならず、児童の社会参加を目的としたサービス提供を積極的に実施します。

11 生活支援事業

認知症高齢者の在宅生活の継続、質の向上並びに家族の負担軽減を図ることを目的として、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業を武蔵野市より受託して実施します。認知症の特性に特化した専門研修を行い、ヘルパーのスキルアップに努めます。

新たに「産前・産後ヘルパー事業」「養育支援訪問事業」を武蔵野市から受託し、子育て世代への支援を実施いたします。

引き続き「高齢者緊急訪問介護事業」を武蔵野市から受託し、市民のセーフティネットの役割を果たします。

また、「感染症緊急訪問介護事業」については武蔵野市からの要請に適切に対応できる体制を整え、高齢市民の緊急時を支援します。

12 地域包括ケア人材育成センター事業

介護・福祉人材の養成、育成、相談支援、定着支援等を一体的に担うものとして、武蔵野市から地域包括ケア人材育成センター事業を受託し実施します。

開設6年目を迎え、様々な事業を通して高齢者福祉、障害者福祉関係者との連携や、事業者支援も定着してきました。

今後は、各事業所の創意工夫のある取り組みについて、他の事業者への情報提供と共に、市民の理解関心を得るものとして、SNS等を通して広く周知を図ります。

さらに、介護・福祉業界の発展に寄与する先進的な取り組みを実施している地域について、情報交換の場の設定、視察等を通して積極的に連携を図り、取得した成果を事業者に還元します。

令和6年度は介護職員初任者研修、認定ヘルパー養成講習により介護職員を着実に養成し、各種研修開催による市内事業所のスキルアップ支援を行い、

関係団体との連携を深めたうえで、さらに範囲を広げ、他地域とも人材育成・定着支援のための協力体制を構築します。

高齢者総合センター

指定管理事業として、「高齢者総合センター管理運営事業」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」を実施します。また、武蔵野市受託事業として「在宅介護・地域包括支援センター事業」、「住宅改修・福祉用具相談支援センター事業」を実施します。

これらの事業をとおして、高齢者総合センター条例の目的である高齢者福祉の増進を図り、「まちぐるみの支え合いを実現するための取組み」に寄与します。

13 高齢者総合センター管理運営事業

武蔵野市による高齢者総合センターの大規模改修が実施されます。改修工事が開始されるまでの間、施設の維持管理に努めます。また、建物明け渡し及び仮施設への移転が円滑にできるよう取り組みます。移転後は、事業を通常通りに運営できるように施設管理に努めます。

14 在宅介護・地域包括支援センター事業

地域の総合相談窓口として、小地域完結型の相談・サービス提供体制を継続します。介護に関する相談はもとより、介護保険認定調査やサービス未利用者の実態把握により、課題のある高齢者の早期支援に努めます。

また、まちぐるみの支え合いの仕組みづくり（地域包括ケアシステム）の拠点として地域ネットワークの強化を図ります。武蔵野市民社会福祉協議会と連携し共同で相談会などを実施するなど、地域との幅広いネットワーク強化を図ります。

令和5年度から親族機能を期待しない・できない高齢者を対象に、メンバー参加型の連続した学びの講座を開催しました。令和6年度も引き続き地域を変えて開催します。認知症や生活困窮等、様々な理由で生活が立ち行かなくなる前に予防を図り、住民同士が自ら考え、知り合い、見守り合える地域づくりを図ります。

家族介護支援については、ここ数年、講座形式で実施してきました。令和6年度は家族介護者の交流機会を増やし、介護負担の軽減につながるよう運営内容を改めます。

令和5年度も新たに1か所のいきいきサロンが開設されました。地域に根差した、多様なプログラムを通じ、地域の皆様の介護予防、認知症予防、仲間づくりにつながる支援を継続します。

15 住宅改修・福祉用具相談支援センター事業

市内高齢者の在宅生活をより良くするための住環境整備等の総合的な相談に理学療法士、作業療法士および言語聴覚士等の専門職が応じます。民間事業者やケアマネジャー等の支援者のほか、市民からの相談にも対応します。

介護負担の大きな要因に排泄の問題があります。冊子「おしっこトラブルいろいろ」「排便のトラブルいろいろ」、Q&A やハウツーに関する動画配信による知識普及を促進します。また、専門職による研修を企画し、ケアマネジャー等の支援者の知識・技術の向上に尽力します。

保険者と共に介護保険における住宅改修・福祉用具、家族介護用品の評価を行い、適正利用につなげます。

総合的な相談窓口の体制を維持・充実させるため、引き続き、専門職の確保・育成のあり方を検討していきます。

相談記録や台帳管理などについて、個人情報に考慮し、情報システムを導入します。

16 デイサービスセンター事業

介護保険の通所介護事業を実施します。多課題・重介護・医療依存度の高い利用者に、個別性に配慮した専門性の高いチームケアを提供し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう関係機関と連携しサービス提供します。

大規模改修に伴う仮施設への移転を武蔵野市と連携し、利用者の負担が最小限になるよう努めます。

令和5年度実施した「収益向上委員会」の取り組みを継続し、男性プログラムの充実と新たな活気あるプログラムを検討します。さらに、常勤理学療法士による、屋外でのより実践的な機能訓練を実施し、利用者満足度を向上させます。また、これらの取り組みを居宅介護支援事業所に周知する活動を充実させます。

ボランティア活動は、仮施設移転中も活動できるよう、活動時間の工夫や、自宅でできる活動を提案するなど配慮します。また、ボランティアセンター武蔵野と連携し、新たなボランティアの獲得と合同の勉強会を実施します。

17 社会活動センター事業

令和6年度は大規模改修により社会活動センター講座は休止しますが、高齢者の外出のきっかけづくりや仲間づくりの機会を提供するため、短期的なイベントを近隣公共施設で企画開催します。

令和5年度に「武蔵野市立高齢者総合センター社会活動センターの運営課題に関する報告書」（令和5年10月）をまとめました。講座の休止期間を利用して、武蔵野市と協議しながら、社会活動センターが果たすべき役割に沿って、講座やイベントを再編成します。また、令和7年度の講座再開に向けてオンライン申し込みを準備します。

市内 18 カ所のコミュニティセンター等を会場として、高齢者の生きがいと健康増進、社会参加の機会提供を目的とした地域健康クラブを実施します。事業開始から 30 年以上が経過していることから、武蔵野市の方針に沿って運営目的の再確認をしながら今後の運営方法の在り方を定めていきます。

北町高齢者センター

18 北町高齢者センター事業

指定管理事業として、「北町高齢者センター管理運営事業」を実施します。

令和 6 年度から始まる「武蔵野市 高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」に記載された「新たな事業の実施に向けた検討」を武蔵野市と共に実施します。

地域に開かれた更に魅力的なコミュニティケアサロンとするために、プログラムへの活用や地域住民にも楽しんでいただけるような庭造りにも着手します。

新しいパンフレットの作成やホームページの見直し、併設の子育てひろば「みずきっこ」との世代間交流の PR を行い、幅広い年代の市民、関係者に北町高齢者センターの周知を図ります。

また、実態と見合っていない指定管理受託料を適切なものとするため、武蔵野市に協議を申し入れます。

(1) デイサービス事業

アットホームな環境、多彩なプログラム、個別機能訓練の実施など、特長・強みを生かし、利用者がいつまでも生き生きと生活できるよう支援します。職員のスキルアップを図るため、個別研修計画を作成し体系的な研修を実施します。

また、利用者数の増加に伴い、令和 5 年 11 月に定員数を 25 名から 30 名に変更しました。今後も利用者・家族のニーズにきめ細かく対応し、信頼関係を構築することで、更に利用者数を増加し、収支改善に取り組みます。

(2) 小規模サービスハウス事業

令和 5 年度、居住者が退去したことから事業は終了しました。今後の施設の活用については、武蔵野市の意向に沿って対応していきます。

(3) 子育てひろば事業

高齢者施設併設の特長を生かし、共同行事や世代間交流を積極的に実施します。また、定例会議等で情報の共有、課題の整理・解決を図ることで円滑な事業運営に努めます。

総務課

19 管理費

理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基

金の管理運用、本社社屋の施設管理等、福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行います。

困難となっている人材の確保は、令和5年度に取得した「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」をアピールするなど、仕事としての福祉の魅力や働きやすさを情報発信し、新しい採用の仕組みを取り入れ新卒・既卒者の採用を増やします。

本部事務所の建替えについては、新社屋基本設計がまとまったことから、実施設計・仮事務所への移転・解体工事・建設工事開始と着々と進めていきます。また、ペーパーレスやDXを更に進め、事務所移転の負担を減らします。

市民や地域と直接接する機会が多い福祉公社職員は、市民や地域が抱える課題をいち早く発見することができます。新たな課題を解決するため、武蔵野市への情報提供を随時行ってきましたが、振り返っての評価や検証にまで至っておりません。福祉公社から武蔵野市への情報提供や課題解決の取り組みについて取りまとめ、今後の事業計画等に活用していきます。

令和6年度事業計画

令和6年3月発行

公益財団法人武蔵野市福祉公社

180-0001 東京都武蔵野市吉祥寺北町 1-9-1

<https://fukushikosha.jp/>

